

## 事務局資料

(四半期開示の見直しに伴う監査上の論点 – 四半期レビュー基準の改訂に向けた検討 –)

---

2023年9月5日



金融庁

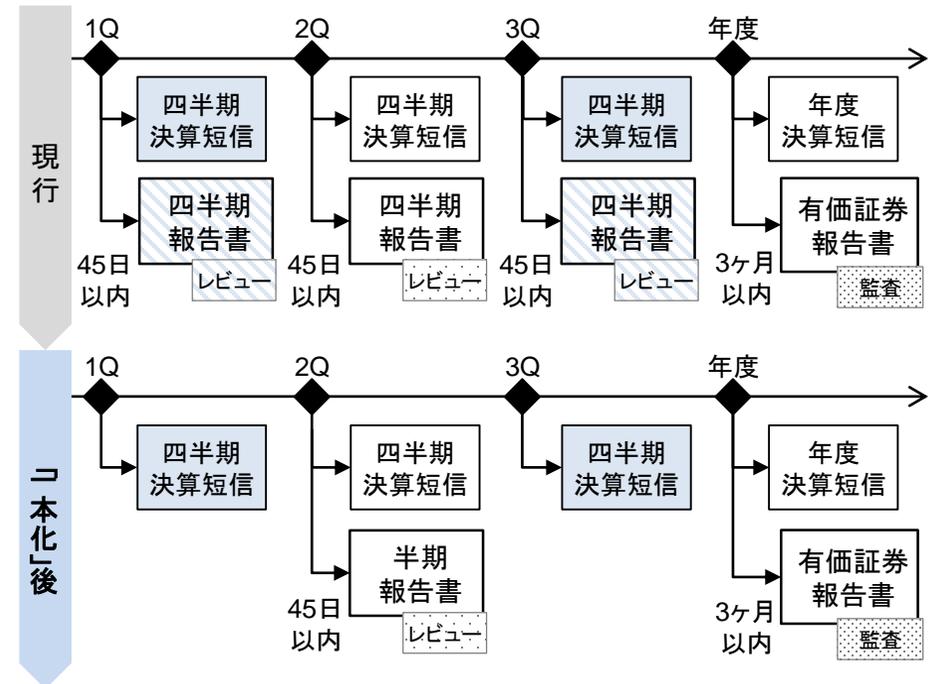
Financial Services Agency, the Japanese Government

# 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)(2022年12月公表)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ

## 四半期開示

- 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に**、期中において、情報の信頼性を確保しつつ、**適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**
- 四半期開示(第1・第3四半期)について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止し(法改正事項)**、取引所の規則に基づく**四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ
  - 当面は、**四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
  - 開示内容については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報(セグメント情報等)を追加**
  - 監査人によるレビューについては、**任意とするが、会計不正等が起こった場合には一定期間義務付け**
  - 虚偽記載に対しては、取引所のエンフォースメントをより**適切に実施**。ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、罰則の対象になりうる
  - 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求めることとし、提出期限は決算後45日以内**に。非上場企業も上場企業と同じ枠組みを選択可能(法改正事項)
  - 半期報告書及び臨時報告書の金融商品取引法上の公衆縦覧期間(各3又は1年間)を**5年間へ延長**(法改正事項)



# 金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、  
「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

## 顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

### 顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金関係者**に対して幅広く規定
- 契約締結前における契約の概要・リスク等に関する**顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

### 金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構(仮称)**」を創設  
〔業務〕 金融経済教育の教材・コンテンツの作成、  
学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等  
〔形態〕 認可法人  
〔役員〕 理事長(1人)、理事(3人以内)等  
〔ガバナンス〕 運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督  
(参考) 上記の他、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

## 企業開示

- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の**四半期報告書を廃止**(注2)  
(注1) 府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る  
(注2) 第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間(注)を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長**  
(注) 現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

## その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- ソーシャルレンディング(注)等を行う**第二種金融商品取引業者**について、運用状況の確認等が不十分な事例があったことを踏まえ、**運用報告等を義務付け**  
(注) インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約(注)をトークン(デジタル)化する動き**が見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**  
(注) 出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

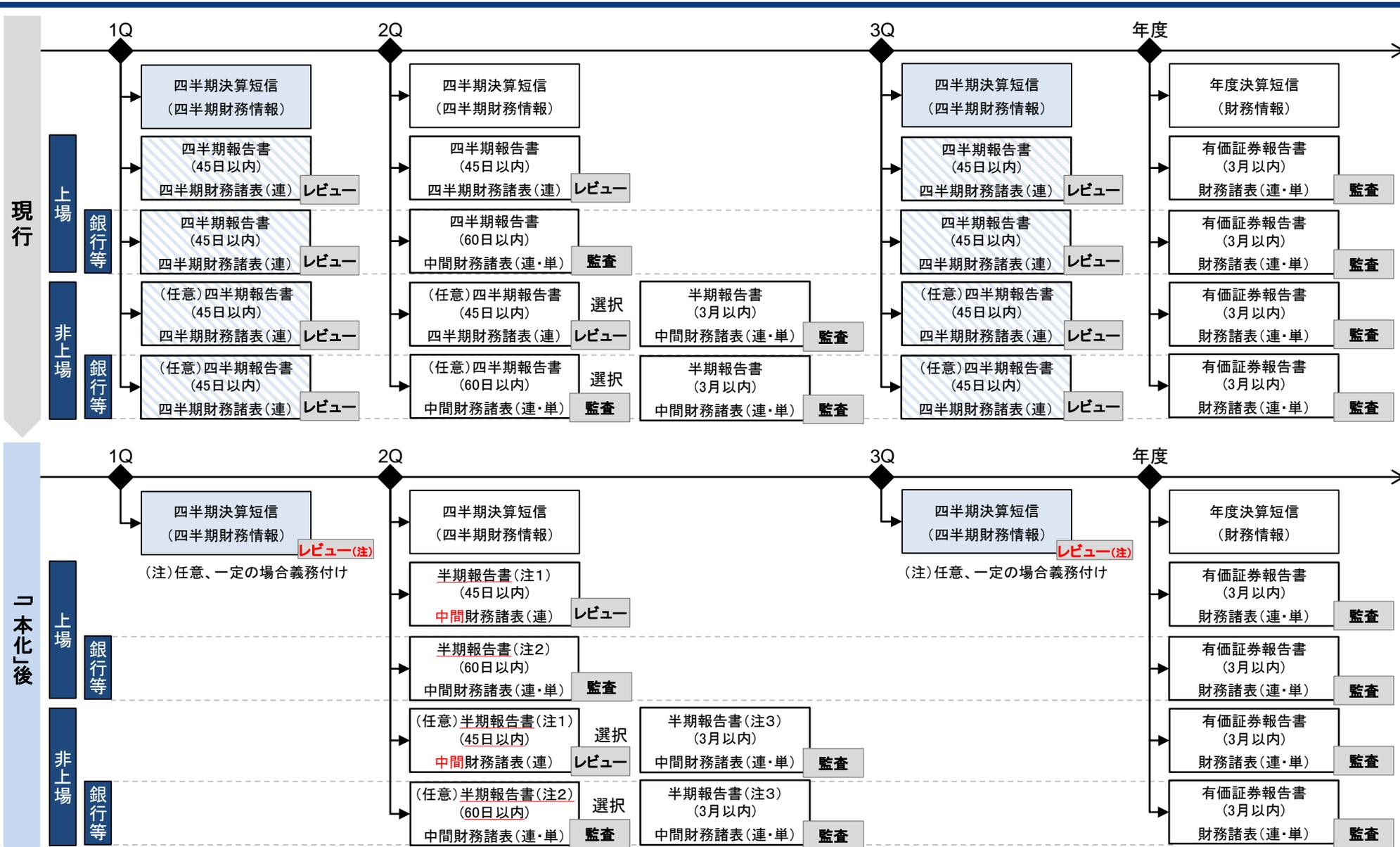
## 四半期報告制度に係る改正法案の主な内容

- 上場会社に対する期中の業績等の開示について、**四半期報告書制度を廃止**（法第24条の4の7、第24条の4の8の削除）
- 上場会社には、**四半期報告書に代えて半期報告書の提出**を求めることとし、半期報告書の**記載事項及び提出期限を下表のように規定**（法第24条の5第1項の改正）
- 公認会計士又は監査法人による監査証明に係る規定（法第193条の2）は改正なし

	主要な提出者	記載事項	提出期限
第1号	上場会社 (特定事業会社除く)	➤ 当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項(半期報告書共通記載事項)	45日以内
第2号	上場特定事業会社	➤ 当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項として内閣府令で定める事項	60日以内
第3号	非上場会社	➤ 当該事業年度が開始した日以後六月間の半期報告書共通記載事項及び当該会社に係るこれと同様の事項並びにこれらを補足する事項として内閣府令で定める事項	3月以内

※ 非上場会社は第1号又は第2号を**選択可能**（法第24条の5第1項但し書）

# 四半期報告制度廃止後のイメージ(案)



(注1)改正法案(前頁)の法第24条の5第1項の表の第1号 (注2)同第2号 (注3)同第3号

※ 2024年4月1日以後に開始する「四半期会計期間」から、四半期報告書を廃止(四半期決算短信への一本化)する方向

# 企業会計審議会における検討範囲のイメージ(案)

		監査・レビュー	基準	実務指針
法定	現行	四半期報告書に含まれる 四半期財務諸表のレビュー	四半期レビュー基準	四半期レビュー報告書第1号 「四半期レビュー」
		半期報告書等に含まれる 中間財務諸表の監査	中間監査基準	監査基準報告書910 「中間監査」
	一本化後	半期報告書に含まれる 中間財務諸表のレビュー	企業会計審議会で検討	日本公認会計士協会で検討
		半期報告書に含まれる 中間財務諸表の監査	中間監査基準	監査基準報告書910 「中間監査」
法定ではない	現行	四半期決算短信における レビューなし		
	一本化後	四半期決算短信に含まれる 四半期財務情報のレビュー (任意、一定の場合義務付け)	企業会計審議会で検討	日本公認会計士協会で検討

# 四半期報告制度廃止後のレビュー基準のイメージ

- 期中レビュー(四半期)を期中レビュー基準(仮称)の対象とすることで、期中レビュー(四半期)が一般に公正妥当な監査の基準に従って実施されることが明確になり、レビューや開示情報に対する信頼性の確保につながる事が考えられるか。

現 行

	年度監査	四半期レビュー
対象	財務諸表/財務表/財務諸表項目	四半期財務諸表
実施者	監査人	年度の監査人と同一
意見表明等の枠組み	適正性意見が中心 準拠性意見もあり	適正性結論
準拠すべき基準	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 監査基準 ➢ 実務指針	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 四半期レビュー基準 ➢ 実務指針

「本化」後

	年度監査	期中レビュー(中間)	期中レビュー(四半期)
対象	財務諸表/財務表/財務諸表項目	中間財務諸表	四半期財務情報
実施者	監査人	年度の監査人と同一	年度の監査人と同一
意見表明等の枠組み	適正性意見が中心 準拠性意見もあり	適正性結論	準拠性結論の方向で検討中
準拠すべき基準	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 監査基準 ➢ 実務指針	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 期中レビュー基準(仮称) ➢ 実務指針	一般に公正妥当な監査の基準 ➢ 期中レビュー基準(仮称) ➢ 実務指針

(注) 中間監査の枠組みは変更なし

# ご議論いただきたい事項

□ 以下の事項について、どう考えるか。

## 1 検討範囲

- 企業会計審議会において、「半期報告書に含まれる中間財務諸表に対するレビューに関する基準」に加えて、「四半期決算短信に含まれる四半期財務情報に対するレビューに関する基準」を検討することについて、どう考えるか。

## 2 期中レビュー基準(仮称)

- 現行の四半期レビュー基準をベースに所要の改正(例えば、四半期財務諸表を中間財務諸表に修正するなど)を行うことが考えられるが、これについてどう考えるか。  
(注)監査証明府令においても、基準と同様に用語の置き換えなどの所要の改正を行うことを想定
- ①で記載の「四半期決算短信に含まれる四半期財務情報に対するレビューに関する基準」を含めて検討する場合、これも現行の四半期レビュー基準に取り込み、中間財務諸表と四半期財務情報に対するレビューを対象範囲に含む「期中レビュー基準」(仮称)にすることが考えられるが、これについてどう考えるか。
- 「期中レビュー基準」(仮称)とする場合、結論表明の枠組みについては、監査基準と同様に、適正性結論を中心とし、準拠性結論の規定を追加することが考えられるが、どう考えるか。

## 3 その他

- このほか、議論すべき事項はないか。

# [参考] 四半期レビュー基準の設定に関する意見書(平成19年3月27日)

## 前文 (抜粋)

### 二 主な内容と考え方

#### 1 四半期レビューの目的

「四半期レビューの目的」では、国際的な基準との整合性も勘案し、四半期レビューの目的は、四半期財務諸表の適正性に関する消極的形式による結論の表明にあること、すなわち、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにあるものとした。

一方、年度の財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある、としている。ここで、「すべての重要な点において」の位置が年度の財務諸表の監査の目的と四半期レビューの目的とは異なっているが、年度の財務諸表も四半期財務諸表も、適正に表示しているかどうかの判断の基準が変わるところはなく、国際的に一般化している四半期レビューに特有の消極的形式による結論の表明を邦語で表現する上で、位置を変えているに過ぎない点に留意する必要がある。

(略) また、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない。

ただし、四半期レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであり、監査人は年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて四半期レビューを実施することにより、監査人が被監査企業の重要な虚偽表示に関わる情報を入手する機会が増すなど、全体として監査の実効性がより向上することが期待される。

監査人は、年度の財務諸表の監査を通じて得た、内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解を四半期レビュー手続の中でも有効に活用していくことが求められるとともに、年度の財務諸表の監査における重要な着眼点等については、四半期レビューの中でも必要な検討を行い、併せて四半期レビューの結果は年度の監査計画にも適切に反映させていくことが求められる。

また、四半期レビューの目的の達成に関連して、監査人が備えるべき要件及び監査に対する姿勢について定めている監査基準の一般基準及び監査に関する品質管理基準は、四半期レビューにも適用されることに留意する必要がある。

## 前文 (抜粋)

### 二 監査基準の性格、構成及び位置付け

#### 1 改訂基準の性格

監査基準の基本的性格は、昭和25年に我が国に監査基準が設けられた折、「監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であつて、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当り、法令によつて強制されなくとも、常にこれを遵守しなければならない。」と明示されたところであり、今日においても、その性格は変わるものではない。

#### 2 改訂基準の構成

(略) 監査基準とこれを具体化した日本公認会計士協会の指針により、我が国における一般に公正妥当と認められる監査の基準の体系とすることが適切と判断した。

#### 3 監査基準の位置付け

改訂基準における監査の目的が示す枠組み及びこれから引き出されたそれぞれの基準は、証券取引法に基づく監査のみならず、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査など、財務諸表の種類や意見として表明すべき事項を異にする監査も含め、公認会計士監査のすべてに共通するものである。

# [参考] 監査基準の改訂に関する意見書(平成26年2月18日) ①

## 前文 (抜粋)

### 一 経緯

#### 1 審議の背景

従来、監査基準では、(略)「第一 監査の目的」において、「財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明すること」と規定し、幅広い利用者に共通するニーズを満たすべく一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表(以下「一般目的の財務諸表」という。)に対して、公認会計士(監査法人を含む。)が監査を行う場合を想定してきた。そして、当該一般目的の財務諸表に対する監査では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかに加え、経営者が採用した会計方針の選択やその適用方法、さらには財務諸表全体としての表示が適正表示を担保しているかといった実質的な判断を含めた意見(以下「適正性に関する意見」という。)が表明されている。

一方で、近時、公認会計士に対して、特定の利用者のニーズを満たすべく特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表(以下「特別目的の財務諸表」という。))に対しても、監査という形で信頼性の担保を求めたい、との要請が高まってきている。

特別目的の財務諸表は、一般目的の財務諸表と異なり利用目的が限定されていることに加え、例えば、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されるように追加的な開示を求める規定(以下「追加的な開示要請の規定」という。)が会計の基準にないことが多いことなどから、公認会計士が監査意見を表明するに当たっては、必ずしも、適正性に関する意見を表明することが馴染まない場合が多いものと考えられる。また、一般目的の財務諸表であっても法令により一部の項目について開示を要しないとされている場合等には、適正性に関する意見を表明することは馴染まない場合もあると考えられる。これらの場合、適正性に関する意見を表明する場合と同様、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得て監査意見を表明しなければならないことには変わりはないが、その会計の基準に追加的な開示要請の規定がないこと等を踏まえ、財務諸表が当該財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見(以下「準拠性に関する意見」という。)を表明することが、より適切であると考えられる。

以上のことから、当審議会においては、従来の適正性に関する意見の表明の形式に加えて、準拠性に関する意見の表明の形式を監査基準に導入し、併せて、監査実務における混乱や財務諸表利用者の誤解等を避けるため、特別目的の財務諸表に対する監査意見の表明の位置付けを明確にすることとした。

# [参考] 監査基準の改訂に関する意見書(平成26年2月18日) ②

## 前文 (抜粋)

### 二 主な改訂点とその考え方

#### 1 監査の目的の改訂

監査基準において、これまでと同様、一般目的の財務諸表を対象とした適正性に関する意見表明が基本であることに変わりはないことから、監査の目的にかかる従来からの記述はそのまま維持することとしつつ、特別目的の財務諸表又は一般目的の財務諸表を対象とした準拠性に関する意見の表明が可能であることを付記し、明確化を行った。

適正性に関する意見の表明に当たっては、監査人は、経営者が採用した会計方針が会計の基準に準拠し、それが継続的に適用されているかどうか、その会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかに加え、財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかについて判断しなくてはならない。その際、財務諸表における表示が利用者に理解されるために適切であるかどうかの判断には、財務諸表が表示のルールに準拠しているかどうかの評価と、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての一步離れて行う評価が含まれるが、準拠性に関する意見の表明の場合には、後者の一步離れての評価は行われな  
いという違いがある。

#### 2 実施基準の改訂

監査の実施に当たっては、準拠性に関する意見の表明の場合であっても、適正性に関する意見の表明の場合と同様に、リスク・アプローチに基づく監査を実施し、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならないことから、「第三 実施基準」(以下「実施基準」という。)が当然に適用されることに留意が必要である。

#### 3 報告基準の改訂

「第一 監査の目的」において、適正性に関する意見に加えて準拠性に関する意見にかかる記述を付記し、明確化を行うことを踏まえ、「第四 報告基準」についても改訂を行い、監査報告書において記載すべき事項を明確にした。

すなわち、「第四 報告基準」の「一 基本原則」では、適正性に関する意見の表明について特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の場合を付記するとともに、これに加えて、準拠性に関する意見の表明について規定し、監査人が準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表がすべての重要な点において、当該財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならないことを明確にした。

# [参考] 監査基準における準拠性に関する意見の表明に係る規定

## 第一 監査の目的

- 1 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。
- 2 財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある。

## 第四 報告基準

### 一 基本原則

- 1 監査人は、適正性に関する意見を表明する場合には、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表については、当該財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様に全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。  
監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表が、全ての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならない。  
監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、適正性に関する意見の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。